軽自動車税・自動車税納期限は5月31日㈮

軽自動車税・自動車税とも、4月1日現在の所有者（割賦販売の場合は使用者）に課税されます。

■納税通知書の発送予定日

・軽自動車税　5月1日㈬
・自動車税　4月24日㈬

軽自動車税もコンビニエンスストアでの納付ができます。

■軽自動車税の減免申請

次の①～③のいずれかに該当し、今年度新たに減免を申請する車両が対象

①身体などに障がいのある人で、通院・通学などで左表の(イ)から(ハ)のいずれかに該当する車両を使用し、減免規定に該当する場合

※減免規定についてはお問い合わせを。

②車いす移動車など特別仕様である車両及び専ら身体などに障がいがある人が運転するために、運転・制御装置などが特別仕様である車両の場合

③社会福祉法人等が所有する車両で、当該法人等がその活動に直接専用する場合

申請に必要なもの（①の場合）

納税通知書、身体障害者手帳など、運転する人の運転免許証、印鑑

※減免は1人につき普通車または軽自動車（原付を含む）のいずれか1台です。

※常時介護者が運転する場合は障害福祉課が交付する証明書が必要です。

	運転者	納税義務者
(イ)	身体などに障がいがある本人	身体などに障がいがある本人
(ロ)	生計同一者または常時介護者	身体などに障がいがある本人
(ハ)	生計同一者または常時介護者	生計同一者または常時介護者（身体に障がいのある本人が18歳未満、療育手帳A1またはA2または精神障害者保健福祉手帳1級の場合のみ）

◎軽自動車税（市税）
減免申請期間
5月7日㈫～31日㈮

※軽自動車税は期間内に申請がない場合は減免できません。

申問　市民税課　☎(21)1119

◎自動車税（県税）
減免申請随時受付

申問　大分県別府県税事務所　☎(67)8211

固定資産税・都市計画税納税通知書・課税明細書等の発送

2019年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書、課税明細書及び納付書を5月1日㈬に発送します。納税通知書が届かない人、課税明細書の内容に疑問のある人は、お早めにお問い合わせください。

※固定資産税等の課税については納税通知書及び課税明細書の裏面に詳しく説明していますのでご覧ください。

※土地の利用状況の変更や家屋の新増築・取壊し、住所変更などがある場合は、ご連絡ください。

納付場所　納税通知書に記載している各金融機関、コンビニエンスストアなど

※納付書は機械で金額や数字を読み取りますので、折り曲げたり、汚したりしないようにご注意ください。

※全期前納は各期納付書をまとめてご使用ください。

問　資産税課　☎(21)1120

便利で安心！口座振替制度

この制度を利用すると、納め忘れがなく便利です。納税通知書と預金通帳、通帳印をお持ちのうえ、預金口座のある金融機関・郵便局・ゆうちょ銀行で手続きをしてください。

問　市民税課　☎(21)1119
資産税課　☎(21)1120

軽自動車税の口座振替

■新規の申込み

便利な口座振替をお勧めしています。振替をご希望の人は納税通知書と預金通帳、通帳印をお持ちのうえ、預金口座のある金融機関・郵便局・ゆうちょ銀行で手続きをしてください。

※申込時期によっては、翌年度からの振替となる場合があります。

問　市民税課　☎(21)1119

■複数所有している人

所有する全ての軽自動車の税が口座振替されます。一部の軽自動車だけの指定はできません。したがって口座振替申込み後、新たに取得した軽自動車も対象となりますのでご注意ください。

問　市民税課　☎(21)1119

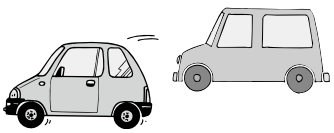

■口座振替後の車検用の納税証明

5月31日㈮の振替終了後、6月上旬に口座振替自動払込済通知書を発送します。

その通知書が車検用の納税証明書を兼ねています。大切に保管してください。

問　債権管理課　☎(21)1121

■口座振替直後に車検があるとき

口座振替自動払込済通知書が送付される前に、車検用の納税証明書が必要な場合は、お手数ですが口座振替を記帳した通帳と車検証をお持ちになり、市民税課で車検用の納税証明書を請求してください。

問　市民税課　☎(21)1119

掲載している講習会などは、特に記載の無い限り無料・予約不要です。

県下一斉 避難行動訓練（県民防災アクションデー）

サイレン吹鳴日時
6月3日(月)　11時から

梅雨などの集中豪雨や台風がおきやすい時期を迎える前に、防災意識の向上のため、県下一斉避難行動訓練（県民防災アクションデー）を実施します。

このサイレンを聞いたら、周りの人への声かけや避難場所、非常持ち出し袋の確認を行い、災害への備えの再確認をしましょう。災害時は、テレビ・ラジオ・市ホームページなどからの情報収集や、あわてず避難することが重要です。

サイレンは消防サイレンと防災情報システムのサイレンにより、市内15か所から鳴らします。

詳しくは、左記へお問い合わせください。

※訓練ですので、お間違いないようお願いします。

問　防災危機管理課　☎(21)2255

Jアラート全国一斉情報伝達試験

緊急時の住民への迅速で確実な情報伝達のため、国がJアラートの全国一斉情報伝達試験を実施します。

試験日時
5月15日(水)　11時～

放送場所　市内10か所のサイレンスピーカー

※試験放送ですので、お間違いないようお願いします。

問　防災危機管理課　☎(21)2255

ゴールデンウィークは路上工事を中止します

大分県路上工事縮減対策推進協議会において決定された国道、県道、市道11路線について、工事による渋滞を緩和するため、ゴールデンウィーク期間中の路上工事を中止します。

中止期間
4月26日(金)　22時～
5月7日(火)　9時

問　道路河川課　☎(21)2560

祝日・休日のごみ収集

4月29日(月)(祝)から5月3日(金)(祝)、5月6日(月)(休)は、ごみの収集を行いますが、一部変更となっている地区もありますので、必ずごみカレンダーで収集日を確認のうえ、8時30分までに決められた場所にお出しください。

問　環境課清掃事務所　☎(66)5353

工業統計調査にご協力ください

製造業を営む全事業所を対象に、その活動実態を明らかにするため、6月1日時点で工業統計調査を全国一斉に実施します。

5月中旬から6月にかけて調査員がお伺いし、調査票の配布や調査内容の説明を行います。

統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、提出のご協力をお願いします。

問　情報推進課統計係　☎(21)1254

5月12日は「民生委員・児童委員の日」

民生委員・児童委員は厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の身近な相談・支援者として地域福祉の推進に努めるボランティアです。また、各小学校区に1～2人の児童福祉に関することを専門に扱う主任児童委員がいます。

民生委員・児童委員の役割

・地域の皆さんの相談相手

皆さんの悩みや心配事について相談をお受けし、解決に向けて助言やお手伝いをします。

・福祉サービスのお知らせ

多くの方々が福祉サービスを利用できるように福祉情報をお知らせします。

・専門機関を紹介

その場で解決できない問題の場合、専門機関を紹介して解決のお手伝いをします。

・皆さんと行政を結ぶパイプ役

誰もが安心して生活できるように、皆さんの声を行政や関係機関に届けます。

福祉に関する相談がありましたら、あなたの町の民生委員・児童委員にお声掛けを。

問　福祉政策課　☎(21)1003

ご利用ください！無料行政相談

行政相談は、国などの業務に対する苦情や要望などを受け付けて、関係行政機関と相談者との間に立ち、解決の促進を図るものです。

皆さんからのご相談を行政相談委員がお受けします。相談は無料で秘密は厳守します。国・県・市のどこの業務か分からない場合でも、まずはご相談ください。行政相談の対象でない場合も関係する機関や窓口をお伝えします。

日時・場所
・5月15日(水)　10時～15時
　別府市男女共同参画センターあす・べっぷ（野口原）
・6月3日(月)　10時～15時
　市役所5階大会議室（人権擁護委員との合同相談）

相談員　行政相談委員（中野康惠・浜川和久）

問　総務省大分行政監視行政相談センター
☎097－533－1100（きくみみ大分）
自治振興課　☎21－1125

消費生活モニター募集

活動内容
①毎月1回、対象店での指定品目の価格調査・報告
②消費生活に関する意見・要望・苦情・アンケートの報告
③各種研修会・講演会への参加（年2～3回）
※謝礼金があります。

任期　8月1日(木)から1年間

応募資格　市内在住で20歳以上の人

募集人数　14人

申込方法　はがきに住所、氏名（ふりがな）、生年月日、職業、電話番号を記入し、6月3日(月)までに左記へ。

申問　〒874の8511
別府市役所産業政策課
☎(21)1132

別府市消費生活啓発講座講師派遣制度

市では、みなさんの身近な「消費生活」に関する疑問や不安を解消するため、学校や自治会、地域の集会やサークルなどに講師を無料で派遣する「消費生活啓発講座」を推進しています。

講座内容　悪質商法や相談事例などについて

対象　原則20人以上の勉強会などを開催する団体

会場　市内の会場を申込者が準備

開催日　講師と日程調整のうえ決定（休日も可能）

講師　消費生活アドバイザー、消費生活相談員など

申込方法　開催希望日の1か月前までに左記へ申込み。
※講師派遣費用は市が負担

申問　産業政策課
☎(21)1132

消費生活相談

消費生活に関するトラブルや契約・解約などの相談を受けています。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

日時　毎週月～金曜日
9時～16時30分
※祝日は除く。

相談員　消費生活専門相談員

場所・問　別府市消費生活センター（市役所4階産業政策課内）☎(21)1881

債務者相談会（要予約）

弁護士による30分程度の相談です。借金問題でお困りの方はご相談ください。

日時　5月9日(木)、23日(木)
13時30分～16時30分

場所　市役所4階
4F―2会議室

申込方法　事前に電話で左記へ申込み。

定員　各6人（先着順）

申問　産業政策課
☎(21)1132

農地農業相談

日時　5月16日(木)
13時30分～15時30分

場所　市役所4階
農業委員会室

内容　農地、農業に関する相談など

相談員　農業委員・農地利用最適化推進委員

問　農業委員会事務局
☎(21)1178

国民健康保険・後期高齢者医療制度夜間窓口

「仕事などで納付に行けない」などでお困りの方のために夜間窓口を開設します。納付や納付相談、加入や脱退の手続きにご利用ください。電話での相談も受け付けます。

日時　5月8日(水)、23日(木)
17時30分～20時

問　保険年金課
☎(21)1148

国民健康保険証の発送

■「退職」から「一般」への切替

現在、5月末期日の「退職」の国民健康保険証をお持ちの方は、7月末日までの「一般」の保険証を5月下旬に郵送します。

■70歳になる人

国民健康保険加入中で70歳になる人（昭和24年5月2日～昭和24年6月1日生まれ）へ、7月末日までの高齢受給者証一体型保険証を5月下旬に郵送します。

問　保険年金課
☎(21)1148

普通救命講習

日時　5月12日(日)
9時～12時

場所　消防本部4階会議室
※エレベーターはありません。

内容　心肺そ生法、AED取扱い、止血法など
※事前の申込みは不要です。
※動きやすい服装でお越しください。
※修了証を交付します。

問　消防本部警防課
☎(25)1124

別府市山の手地域包括支援センターが移転します

山の手圏域の高齢者の相談支援などを行う「別府市山の手地域包括支援センター」の事務所が5月15日(水)に移転します。

移転場所
別府市山の手町2番17号（山の手中学校裏）

山の手圏域　中央町、幸町、富士見町、光町1～3区、乙原、原町、中島町、朝見1丁目1区、朝見2～3丁目、山の手町、上原町、上田の湯町、西野口町、青山町、田の湯町、駅前町、駅前本町、野口元町1～2区、野口中町

問　高齢者福祉課
☎(21)1442

市議会のインターネット中継

6月定例会から、別府市議会のインターネット中継がスマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけるようになります。ぜひご利用ください。

問 議会事務局 ☎(21)1547

春の全国交通安全運動

「おこさず　あわず　事故ゼロ」をスローガンに、街頭啓発を行い、交通安全の呼び掛けを行います。

春は新入学や転居などで慌ただしく、事故の起こりやすい季節です。

一人一人が交通安全を心掛け、「事故のない安全で安心なまち・別府」をつくりましょう。

期間　5月11日(土)～20日(月)

問 防災危機管理課 ☎(21)2255

優良運転者表彰の申請

受付期間　5月7日(火)～6月14日(金)（平日の9時～17時）

必要書類　①申請書及び確認書、②運転免許証、③交通安全協会の会員証、④自動車安全運転センター発行の無事故無違反証明書（2019年5月1日以降発行のもの）

※表彰種別は、10・15・20・30・40・50年の6段階です。

※申請には条件がありますので事前にお問い合わせください。

申請・問　交通安全協会別府支部（別府警察署内）☎(25)2100

子育て家庭を応援しませんか！

別府市ファミリー・サポート・センターでは、子育ての援助をしてくださる「まかせて会員」を募集しています。

■第1回まかせて会員養成講習会

日時　①5月22日(水)　9時20分～12時50分、②5月23日(木)　9時20分～12時30分（2日間）

場所　ほっぺパーク2階（荘園）

対象　市内在住の20歳以上の人

申込方法　5月14日(火)までに左記へ。

申問 ファミリー・サポート・センター（ほっぺパーク内）☎(27)1189　9時～17時30分（月曜日、祝日の翌日休館）

里親になりませんか

里親とは、様々な事情により、家庭での生活を送ることができない子どもを家族の一員として迎え、あたたかな雰囲気の中で豊かな愛情を持って心身ともに健やかに育ててくださる方のことです。養育をお願いする期間は数日間から数年間まで様々です。

■里親募集説明会

日時　6月14日(金)　14時～16時

場所　市役所3階　3F－1会議室

申込方法　事前に電話で左記へ申込み。

申問 大分県中央児童相談所　里親担当　☎097(544)2016

空き家の適切な維持管理にご協力を

問 建築指導課　☎21－1114

近年、空き家の増加が全国的な社会問題となっています。良好な居住環境の保全と安全で安心なまちづくりのため、空き家の適切な管理をお願いします。

■空き家を放置すると

空き家を放置すると安全性の低下、衛生面や景観の悪化などのリスクに見舞われ、周辺住民に多大な影響を与えてしまいます。また空き家の所有者には管理責任があるため、空き家による人身、物損事故が起こった場合、損害賠償が生じることがあります。

■お任せください！空き家の管理

別府市シルバー人材センター（☎24－4080）では、空き家の管理が難しい方のために、建物や雑草の確認、不法侵入や不法投棄の確認など空き家の管理業務を有料で行っています。

■空き家を利活用しませんか

市内の空き家には居住可能な状態のものが多数あると見込まれています。

空き家をお持ちの皆さん、「空き家バンク」に登録して有効活用しませんか。

空き家バンクのホームページには、毎月約6千件のアクセスがあります。

無料空き家相談会（要予約）

市内にお住まいの空き家所有者や相続関係者を対象に、空き家の管理、利活用、解体などの相談を、土地家屋調査士、宅地建物取引士、行政書士がお伺いします。

日時　5月22日(水)　9時～12時

場所　市役所3階　3F－1会議室

※事前に建築指導課へ予約してください。

市営住宅入居者募集

申問 別府市住宅管理センター ☎(21)2200

申込期間 5月7日(火)～17日(金)

抽選日 5月25日(土)

◆一般公営住宅（21戸）

申込資格 次の条件を全て満たしていること。

①住宅に困窮している（公営住宅の契約者、持ち家がある人は申込不可）

②同居する親族がいる（単身者用住宅を除く）

③市税を完納している

④入居申込者全員が暴力団員でない

⑤世帯員の所得を合算して控除後の月額所得が15万8千円以下

※条件により、所得の上限が緩和されることがあります。

単身で申し込む場合

上記①③④⑤の申込資格に加え、次のいずれかに該当

⑥入居日時点で満60歳以上であること

⑦身体障害者手帳（1級～4級）を持っている

⑧精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級～3級程度）

⑨知的障がい者（⑧と同程度）

⑩生活保護受給者

※西別府住宅B棟（多家族用）については、入居世帯の人数が6人以上であること。また、入居期間を5年とし、以降毎年度見直しをします。

■申込方法

必要書類（要印鑑）を添え、期限内に申込みを。

※入居者の状況により書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

■申込上の注意事項

①婚姻中の夫婦の一方のみ（夫婦別居中、単身赴任等）での申込みはできません。ただし、婚約済みで当選後、指定の入居日から3か月以内に入籍予定の場合は申込みができます。

②当選後、入居資格の再審査を行います。この時申込資格に合致しない場合は、入居できません。

③市営住宅の入居は当選した月の翌々月1日からです。当選前の内見はできません。

④市営住宅及びその敷地内でのペットの飼育・持ち込みは禁止です。

空室情報テレフォンサービス
☎(27)0839（24時間案内）

大分県住宅供給公社ウェブサイト
（www.oita-jkk.jp）
「大分県住宅供給公社」→「別府市営住宅」

各出張所窓口 間取りのみ

住宅名	募集戸数	棟	階数	入居基準
朝見再開発	1	A	1	単身者
	1	B	1	
光の園	1	A	4	
	1	H	4	
	1	B	4	単身者・家族
	1	L	4	
鶴見	1	A	5	
	1	H	5	
竹の内	1	J	1	
宮園	1	A	4	家族
	1	C	4	
上野口	1	A	5	
古賀口	1	C	3	
新別府	1	B	3	
扇山	2	C	3	
石田	1	B	2	
	1	B	4	
荘園	1	D	3	
真光寺	1	―	6	
西別府	1	B	6	※多家族

◆申し込みには「マイナンバー」が必要です

市営住宅の申込みには、来た人の本人確認と、申込者（入居者全員分）のマイナンバーの提示が必要となります。「通知カード」か「マイナンバーカード」と身分証を忘れずにお持ちください。

あなたの家は大丈夫ですか

■市が一部費用を補助します

募集期限 12月27日(金)

※先着順（予算限度に達し次第終了）。

◎耐震診断

対象 昭和56年5月31日以前に着工された二階建て以下の木造一戸建住宅

補助金額 要した費用（住宅の規模や条件により上限が異なります）

◎耐震改修工事

対象 耐震診断と同様の住宅（右記）で、耐震診断の結果、評点が1.0未満のもの

補助金額 要した費用の3分の2（上限80万円）

※次のいずれかに該当する場合は要した費用の3分の2（上限100万円）

・床面積の合計が180㎡以上

・昭和34年12月31日までに建築されたもの

・精密診断で各階の上部構造評点が0.4未満

◎部分耐震改修工事（耐震シェルター）

対象 耐震診断と同様の住宅（上記）で、耐震診断の結果、1階の評点が0.7未満のもの

補助金額 要した費用の3分の2（上限30万円）

申問 建築指導課 ☎(21)1487

■耐震アドバイザー派遣（無料）

建築士がお宅に訪問し、簡単な診断を行い、相談に応じます。

申問 大分県建築士事務所協会 ☎097(537)7600

飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成金事業

飼い主のいない猫によるフン尿被害、無責任なエサやりなどによるトラブルが増えています。このトラブルの解決に取り組む活動の支援を平成27年度から行っています。現在市内に64のボランティアグループが活動しています。

助成対象　活動する地域の自治会の合意及び市の登録を受けた3人以上のグループ

助成金額
・オス1匹につき1万円
・メス1匹につき2万円
（堕胎手術費用を含む）

※予算限度額に達し次第終了。

内容（活動グループに行ってもらうこと）
①不妊去勢手術を行う
②エサの場所を設定し、エサの管理を行う
③トイレの場所を設定し、清掃を行う

※詳しくは左記へお問い合わせを。

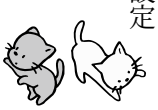

申問　環境課環境衛生係　☎(21)1134

身近な人権講座

日時　5月23日(木)　13時30分～15時30分
場所　別府市公会堂（上田の湯町）
テーマ　さまざまな人権～人と動物の共生を考える～
講師　大分市動物愛護センター　獣医師　津野健一郎さん
問　社会教育課　☎(21)1587
人権同和教育啓発課　☎(21)1291

じんけんふれあい教室

日時　5月28日(火)　10時～12時
場所　人権啓発センター（石垣東10丁目7番5号）
テーマ　筆あそび
講師　板井佐奈枝さん
定員　20人（先着順）
負担金　500円
申問　人権同和教育啓発課　☎(21)1291
人権啓発センター　☎(23)6163

人権相談（要予約）

部落差別問題をはじめとした人権問題に関する各種相談を電話や面接でお受けします。

日時　月～金曜日　9時～16時
※祝日、年末年始は除く。
場所・申問　人権啓発センター（石垣東10丁目7番5号）　☎(23)6163

人権なんでも相談所（予約不要）

秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

日時　6月3日(月)　10時～15時
場所　市役所5階　大会議室
内容　差別を受けたなどの人権問題
相談員　人権擁護委員
問　大分地方法務局　人権擁護課　☎097(532)3161

◆相談専用電話
みんなの人権110番　☎0570(003)110
子どもの人権110番　☎0120(007)110
女性の人権ホットライン　☎0570(070)810

わたしたちのねがい

子どもがいきいきと輝くまちに

問　人権同和教育啓発課　☎21－1291

子どもに関わる人権問題は、虐待、いじめ、体罰、子どもの貧困など様々な問題があります。なかでも、昨今の報道に見られる虐待が大きな社会問題になっています。虐待は子どもの心身に重大かつ深刻な影響を及ぼし、決して許されるものではありません。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と定め、発生の予防、早期発見・対応、保護・支援の取組がなされています。

子どもたちは、それぞれが人格を持ったひとりの人間であり、一人一人の違いが大切にされ、個性が尊重されなければなりません。

また「子どもの貧困」も深刻な社会問題となっています。日本では、経済的に生活が厳しく、健やかな成長に必要な食べることや着ることなどが十分に確保されず、さらには、生まれ育った環境によって教育や文化的な経験の機会が十分に得られないという状況に置かれている子どもたちがいます。

国は平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、教育支援・生活支援・保護者の就労支援・経済的支援など様々な対策を実施しています。

また、ＮＰＯ法人や企業では、学習・生活の支援や子ども食堂など子どもたちの居場所を作る取組も行われています。

しかし、外部との接触が少なく社会から孤立しがちな家庭ほど、情報が伝わりにくく、必要な支援が得られていないという現実があります。そこで私たちが地域の子どもや保護者のＳＯＳを見逃さずに声をかけ、ふれ合うことが支援に繋がるのではないでしょうか。私たちのできることから始めてみませんか。

５月の無料人権相談

お気軽にご相談ください。

日時　８日（水）　10時～12時、13時～15時
場所　市役所２階　２Ｆ－１会議室（予約優先）

2019年度「まちづくり出前トーク」　講座メニュー

「まちづくり出前トーク」は、市民の皆さんが下記の「講座メニュー」の中から知りたいテーマを選択し、市の職員が皆さんのところに出向き、市の取り組みや市政の課題などをお話しするものです。

■**目的**　市の政策や事業などの説明や意見交換を行い、別府市について理解を深めていただくことで、市民と行政との協働によるまちづくりを推進するものです。
■**対象**　別府市内に在住、在勤、在学している人で、おおむね15人以上の団体やグループ
■**開催時間**　平日：10時～21時（1時間30分程度）
土・日曜日、祝日（年末年始は除く）：10時～17時（※担当課と要調整）
■**場所**　別府市内の公共施設など（会場の借上料の負担、会場の手配、参加者などへの周知・募集は申込み団体でしていただきます。）
■**費用**　無料（材料費などがかかる場合は負担をお願いする場合があります。）
■**申込方法**　申込書に希望テーマなど必要事項を記入し、開催を希望する日の2週間前までに自治振興課へFAXまたは郵送にてお申し込みください。市ホームページからも申し込みできます。
※申し込み後に、担当課と日程調整をしていただきます。
■**申込・問合先**　〒８７４－８５１１　別府市上野口町１番15号　別府市役所自治振興課
☎２１－１１２５　FAX ２１－６３９９

※苦情、要望、陳情をお伺いする場ではありませんので趣旨をご理解のうえ、お申し込みください。
政治、宗教、営利を目的とする場合はお申し込みいただけません。

番号	テーマ	担当課
1－1	情報公開制度、個人情報保護制度について	総務課
1－2	市税の概要について	市民税課・資産税課
1－3	市税の納付について	
1－4	別府市の財政について	財政課
1－5	まち・ひと・しごと創生について	総合政策課
1－6	選挙のお話し	選挙管理委員会事務局
2－1	別府市の公共施設について	公民連携課
2－2	男女共同参画について	自治振興課
2－3	協働のまちづくりについて	
3－1	別府市の主要観光事業について	観光課
4－1	国民健康保険について	保険年金課
4－2	国民年金について	
4－3	後期高齢者医療について	
4－4	今こそ知ろう！わたしたちのまち①（国保データの分析による健康状態など）	
4－5	今こそ知ろう！わたしたちのまち②（医療費・保険料（税）・健康など）	
4－6	市民サービスの向上（マイナンバーカード、登録型本人通知制度など）	市民課・総合政策課
4－7	障がいに対する理解の促進	障害福祉課
4－8	子育て支援について①（手当制度などの紹介）	子育て支援課
4－9	子育て支援について②（子育て支援施設などの紹介）	
4－10	高齢者福祉施策について	高齢者福祉課
4－11	健康づくり施策について	健康づくり推進課
4－12	生活習慣病対策～年に1度は健康診査～	
4－13	みんなで健活（けんかつ）べっぷを健幸（けんこう）	

番号	テーマ	担当課
5－1	別府の温泉について	温泉課
5－2	ごみの分け方、出し方について	環境課
5－3	リサイクルについて	
5－4	愛護動物（ペット）との関わりについて	
5－5	市道の維持管理について	道路河川課
5－6	別府の水ができるまで	水道局総務課
5－7	別府水道100年の歴史	
5－8	水道料金について	水道局営業課
5－9	水道施設の紹介	水道局工務課
6－1	別府市の都市計画について	都市政策課
6－2	景観計画について	
6－3	別府港海岸整備について	都市整備課
6－4	市道の改良と長寿命化について	
6－5	公共下水道について	下水道課
7－1	別府市内の文化活動・国際交流活動について	文化国際課
8－1	「部落差別解消推進法」について	人権同和教育啓発課
8－2	人権教育啓発について	
8－3	別府市総合教育センターの事業について	学校教育課（総合教育センター）
8－4	地域学校協働活動について	社会教育課
8－5	「別府学」別府の歴史について	
8－6	スポーツを通じた健康づくり	スポーツ健康課
9－1	わが家の防災対策	防災危機管理課
9－2	火災予防について	消防本部予防課
9－3	住宅用火災警報器の設置について	